

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り ※1、 2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用 ※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種 ※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ 耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し ※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕 ※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。

※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組※5	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算 (令和4年度から新設)	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。

